

千葉県献血推進協議会の設置及び運営に関する要綱

第1条（設置及び目的）

知事は、献血思想の普及及び献血制度の適正かつ円滑な運営の確保に資するため、千葉県献血推進協議会（以下「本会」という。）を設置する。

第2条（事業）

本会はその目的を達成するため、次に掲げる事項に関し調査審議するものとする。

- (1)千葉県献血推進計画の策定
- (2)献血に関する教育及び啓発
- (3)献血組織の育成
- (4)その他献血推進運動の実施に関し必要な事項

第3条（名称及び事務局）

本会は千葉県献血推進協議会と称し、事務局を県健康福祉部薬務課におく。

第4条（構成）

本会の会長は知事とし、委員は別表の職にある者をもって充てることとする。

第5条（職務）

- (1)会長は委員のうちから副会長1名を指名する。
- (2)会長は本会を代表し会務を総理する。
- (3)副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- (4)会長、副会長に事故あるときは、副会長の指名した者がその職務を代理する。

第6条（運営）

- (1)会議は必要に応じ会長が召集する。
- (2)会議の議長は会長があたる。

第7条（専門部会）

- (1)本会の必要に応じ、専門部会を置くことができる。
- (2)専門部会の部会長及び部会員は委員のうちから会長が指名する。

第8条（報償及び費用弁償）

委員の報酬及び費用弁償は特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例（昭和31年千葉県条例第27号）に規定する「附属機関の委員等」の額に準ずる。

第9条（幹事及び書記並びに任務）

- (1)本会に幹事及び書記若干名をおき、会長がこれを指名する。
- (2)幹事及び書記は会長の命により会務を行う。

附 則

本要綱は、昭和40年2月11日から実施する。

要綱一部改正は、昭和43年8月2日から実施する。

要綱一部改正は、昭和46年2月1日から実施する。

要綱一部改正は、昭和47年6月12日から実施する。

要綱一部改正は、昭和49年4月1日から実施する。

要綱一部改正は、昭和50年12月1日から実施する。

要綱一部改正は、昭和53年6月27日から実施する。

要綱一部改正は、昭和60年12月20日から実施する。

要綱一部改正は、昭和62年3月20日から実施する。

要綱一部改正は、昭和63年1月20日から実施する。

要綱一部改正は、昭和63年4月16日から実施する。
要綱一部改正は、平成2年1月18日から実施する。
要綱一部改正は、平成4年11月12日から実施する。
要綱一部改正は、平成8年1月30日から実施する。
要綱一部改正は、平成9年1月7日から実施する。
要綱一部改正は、平成12年4月1日から実施する。
要綱一部改正は、平成12年11月27日から実施する。
要綱一部改正は、平成13年4月10日から実施する。
要綱一部改正は、平成14年4月1日から実施する。
要綱一部改正は、平成14年10月1日から実施する。
要綱一部改正は、平成14年11月18日から実施する。
要綱一部改正は、平成15年12月9日から実施する。
要綱一部改正は、平成19年6月4日から実施する。
要綱一部改正は、平成20年12月16日から実施する。
要綱一部改正は、平成22年1月20日から実施する。
要綱一部改正は、平成23年12月15日から実施する。
要綱一部改正は、平成24年1月20日から実施する。
要綱一部改正は、平成25年1月15日から実施する。
要綱一部改正は、平成25年12月26日から実施する。
要綱一部改正は、平成27年1月22日から実施する。
要綱一部改正は、平成30年1月9日から実施する。
要綱一部改正は、平成30年12月27日から実施する。
要綱一部改正は、令和5年1月16日から実施する。

(別表)

(順不同)

職 名
千葉県健康福祉部長
日本赤十字社千葉県支部事務局長
公益社団法人千葉県医師会副会長
公益社団法人全国自治体病院協議会千葉県支部長
一般社団法人千葉県民間病院協会理事長
公益社団法人日本青年会議所関東地区千葉ブロック協議会会長
ライオンズクラブ国際協会 333-C 地区献血推進委員長
国際ロータリー第 2790 地区社会奉仕委員会委員長
千葉県赤十字奉仕団支部委員会委員長
自衛隊千葉地方協力本部長
千葉県消費者団体連絡協議会会長
一般社団法人千葉県商工会議所連合会専務理事
一般社団法人千葉県経済協議会事務局長
日本労働組合総連合会千葉県連合会会長
千葉県高等学校長協会会長
公益財団法人千葉県私学教育振興財団常勤理事・事務局長
千葉県高等学校 PTA 連合会会長
千葉テレビ放送株式会社専務取締役
株式会社千葉日報社執行役員編集局長
千葉県警察本部警務部参事官
千葉県教育委員会教育次長
千葉県市長会長
千葉県町村会長
千葉県保健所長会会長